

第 3 編

第3編 風水害対策編

第1章 災害予防計画

第1節 基本方針

～ 風水害、常日頃からの備えで、最小限の被害に ～

1 計画の基本的な考え方

この計画は、風水害の未然防止と被害の軽減を図り、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため事前に実施すべき防災対策について定める。

2 風水害対策の具体的な方針

- (1) 「自分の身体は自分で守る」(自助)の理解と家庭、職場の防災力強化を図る。
- (2) 自主防災組織を育成し、地域の防災力(共助)の強化を図る。
- (3) 「減災」の考え方を基本に、風水害による被害を軽減するための防災対策に取り組んでいく。
- (4) 風水害発生時に、速やかに災害対策活動ができる体制づくり。
- (5) 風水害に関する知識の普及や教育の推進により防災意識の高揚を図る。
- (6) 住宅、公共施設、設備等の充実による災害対策の向上を図る。
- (7) 災害に強いライフラインの整備を図る。
- (8) 総合的かつ計画的に風水害対策を実施し、万全を期す。
- (9) 「最上川中流・上流緊急治水対策プロジェクト*」の推進を図る。

*「最上川流域治水協議会(国、県、市町村等で構成され、令和2年7月豪雨や令和元年東日本台風をはじめとした、近年の激甚な水害や気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、流域のあらゆる関係者の協働により流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とするもの。令和2年9月15日設立)が、令和2年7月洪水の再度災害防止を目的として策定し、推進するプロジェクト」

第2節 防災知識の普及計画

～ 自主防災意識の高揚を図るために ～

1 計画の基本的な考え方

市や県の防災関係機関等が、災害時応急対策の主体となる職員に行う防災教育及び市民の自主防災意識の向上を図るために行う防災知識の普及・啓発について定める。

なお、普及・啓発に当たっては、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の推進、学校における防災教育等の充実を図り、県全体としての防災意識の向上を図るものとする。

2 防災機関職員に対する防災教育

防災関係機関職員に対して、災害時の適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するとともに、応急対策全般への対応力を高めるために、防災教育の普及徹底を図る。

(1) 市における防災教育

市は、職員に対し、防災関係法令、条例、市地域防災計画及び災害時の所管防災業務における個人の具体的役割や行動について周知徹底し、行動マニュアルを作成し災害発生時に備える。

また、国、県等が実施する研修会に防災関係職員を参加させるとともに、研修会の開催に努める。

(2) 防災関係機関における防災教育

防災関係機関は、それぞれが定める防災に関する計画に基づいて防災教育を実施する。また、県や市が実施する防災訓練や研修会に積極的に参加する。

3 一般市民に対する防災知識の普及

市は、被害の防止、軽減の観点から、市民に対して「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、理解と協力を得るものとする。

また、大規模な災害が発生した場合には、全ての応急対策を行政が対応することは困難であり、市民自らの自主防災意識と行動が重要であることから、気候変動の影響も踏まえつつ、防災訓練や啓発活動を通し、一般市民に防災知識の普及を図る。

なお、国、県及び市は、事業所等が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取り組みを行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクに関する情報の提供に努めるとともに、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取り組みを推進する。また、市民の生活様式に合った多種多様な情報伝達手段を整備するよう努める。

(1) 啓発内容

気候変動の影響と考えられる異常気象に伴う災害が増加していることを踏まえ、災害に備えた普段の心得や災害発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

ア 災害への備えについて啓発事項

(ア) 住宅の安全点検

(イ) 非常時持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備

- (ウ) 最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレト
ーパー等の備蓄（ローリングストック法*の活用）
*ローリングストック法：普段の生活で消費する食品や生活必需品を少し多めに買って
おき、古くなったものから順に使用し、使用した分を新たに買い足すことで常に一定量
を確保しておく備蓄方法。
- (I) 自動車へのこまめな満タン給油
- (オ) 高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料等の備蓄
- (カ) 家族が服用している医薬品の情報等の把握
- (キ) ペットとの同行避難や避難所での飼養についての準備（しつけと健康管理、迷子になら
ないための対策、飼い主明示、避難用品や備蓄品の確保等）
- (ク) 水害保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- (ケ) 本市の災害史や地域の危険情報の把握
- (コ) マイ・タイムライン（個人の防災行動計画）の作成（普及と促進）

イ 災害予想区域図の周知

市は、国及び県と連携し、想定される洪水時の被害の危険区域及び避難場所、避難経路を
示した災害予想区域図（ハザードマップ）、防災マップ、災害発生時の行動マニュアルを作成、
配布し、市民に周知する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退
き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定
されていないか住民等に確認を促すよう努める。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の
条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるととも
に、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知
人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等
の避難に関する情報の意味の理解促進に努める。

ウ 災害発生後の行動等についての啓発事項

- (ア) 特別警報・警報・注意報発表時、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にと
るべき行動
- (イ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常
性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することない適切な行動
- (ウ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の風水害のおそれのない適切
な避難場所、避難経路
- (I) 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (オ) 応急救護の方法
- (カ) 通信システムの適切な利用方法（災害伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
- (キ) 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
- (ク) ライフライン途絶時の対策
- (ケ) 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮
- (コ) 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならな
いよう、「暴力は許されない。」という意識
- (サ) 生活の再建に資する行動（家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真
を撮影する等）

(2) 啓発方法

市は、市報、パンフレット、リーフレット、ポスターの配布やホームページの活用などを推進するとともに、防災意識の啓発活動を行う。

併せて、地域における自主防災組織、町内会、各種団体、ボランティア等の活動並びに消防本部で実施する応急手当講習会など様々な機会を通じて防災知識と自助を基本とした防災意識の普及啓発を図るとともに、防災（防災・減災への取組み実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

また、適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

(3) 市民の責務

市民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。

4 事業所等に対する防災知識の普及

大規模な災害が発生した場合は、地域において事業所等との連携活動が重要となることから、市及び県は、気候変動の影響も踏まえつつ、自衛防災体制の整備・強化指導を通して事業所等に防災知識の普及を図るとともに、地域との連携・協力体制の強化を促進する。

(1) 啓発内容

災害に備えた普段の心得や災害発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

ア 災害への備えについての啓発事項

(ア) 事業所等の安全点検

(イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

(ウ) 最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄（ローリングストック法*の活用）

(エ) 自動車へのこまめな満タン給油

(オ) 水害保険・共済等の事業所等の再建に向けた事前の備え

(カ) 本市の災害史や地域の危険情報の把握

(キ) 地域住民との協力体制の構築

イ 危険区域図の周知

市は、国及び県と連携し、想定される被害の危険区域及び避難場所、避難経路等を示した災害予想区域図（ハザードマップ）、防災マップ、災害発生時の行動マニュアルの作成に努め、事業所等に周知する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか確認を促すよう努める。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや建物の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努める。

ウ 災害発生後の行動等についての啓発事項

(ア) 特別警報・警報・注意報発表時、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動

- (イ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することない適切な行動
 - (ウ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の風水害のおそれのない適切な避難場所、避難経路
 - (エ) 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
 - (オ) 応急救護の方法
 - (カ) 通信システムの適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
 - (キ) 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
 - (ク) ライフライン途絶時の対策
 - (ケ) 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮
 - (コ) 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない。」という意識
- (2) 啓発方法

市及び県は、広報誌、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や、ホームページの活用などを推進するとともに、防災意識の啓発活動を行う。

また、緊急時に対処できる自衛防災体制及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。また、適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開放を自主防災組織と担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティと連携した避難活動を促進する。

5 学校教育における防災教育

(1) 児童・生徒等に対する防災教育

市は、地域の防災力を高めていくため、気候変動の影響も踏まえつつ、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。また、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

市教育委員会は、防災教育を学校教育の中に位置付け、児童・生徒等の発達段階に応じて、災害発生時に起きる危険や災害時の対応、本市の災害史、災害教訓・伝承等について理解させ、安全な行動が取れるように以下の事項に留意して各学校に指導する。

- ア 児童・生徒の発達段階や学校種別、学校の立地条件等によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施すること。
- イ 児童・生徒の発達段階に応じて、防災教育資材、学校安全資料を活用し指導すること。
- ウ 自然体験学習、福祉体験学習、ボランティア体験学習等の機会を捉えて、児童・生徒が自身の安全を守るための力を育成すること。

(2) 教職員に対する防災教育

ア 市教育委員会は、初任者研修、経験者研修等において、災害の基礎知識、児童・生徒等の発達段階や地域の特性に応じた避難行動等に関する研修を行う。

イ 学校長は、教職員が地震発生時に主体的に動けるよう各人の役割を明確にし、マニュアル等を用いて定期的に校内研修を行う。

6 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

(1) 監督機関の責務

防災対策上特に注意を要する危険物等施設、病院、福祉施設並びにホテルや大規模小売店舗等、不特定多数の者が利用する施設の監督機関は、防火管理者及び危険物保安統括管理者等、

当該施設の管理者に対し、技能講習も含む講習会の開催、災害時における行動基準等必要事項を盛り込んだ防災指導書やパンフレットの配布及び現地指導等により防災教育を実施し、その資質向上を図るとともに、特に災害発生時における行動力、指導力を養う。また、緊急時に対処できる自衛防災体制の確立及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

(2) 危険物等施設における防災教育

災害発生時に、周辺住民等に広く危険を及ぼす可能性のある施設（危険物、火薬類、高圧ガス、その他の発火性又は引火性物品並びに毒物、劇物の危険物品の保安管理施設）の施設管理者は、災害時の応急対策について従業員に周知徹底するとともに、施設の特性をチラシ等により周辺住民に周知する。

(3) 病院、福祉施設等における防災教育

病院や福祉施設は、災害時に自力で避難することが困難な病人、けが人、高齢者及び障がい者等要配慮者が多数利用しているため、施設の管理者は、平常時から通院・入院者及び入所者の状況を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し避難誘導訓練を実施するなど十分な防災教育を行う。

また、防災関係機関や付近住民から避難時の協力が得られるよう連携の強化に努める。

(4) ホテル、旅館等における防災教育

ホテルや旅館においては、宿泊客等の安全を図るため、従業員等に対し消防設備の適切な使用、避難誘導及び救出・救護等に重点をおいた教育を実施する。また、宿泊客等に対しても避難経路を明示するなど災害時の対応方法を周知徹底する。

(5) 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

大規模小売店舗及びレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害時の情報伝達や避難誘導のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速かつ的確に実施できるよう職員に対する防災教育を行うとともに、利用者が迅速な避難行動がとれるよう避難経路等の表示を行う。

7 洪水予報等河川に指定されていない中小河川における対策

市長は、洪水予報又は特別警戒水位に到達した旨の周知（以下「洪水予報等」という。）を行う河川として指定した河川（以下「洪水予報等河川」という。）に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、水位情報や浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

第3節 地域防災力強化計画

～ 共助：自分たちのまちは、自分たちでまもる ～

1 計画の基本的な考え方

災害発生時には、公的機関による防災活動（公助）のみならず、地域住民及び企業（事業所）等による自発的かつ組織的な防災活動（共助）が極めて重要であることから、地域、企業（事業所）等における自主的な防災組織の育成・整備など地域防災力の強化方策について定める。

※ 本節については、第2編 震災対策編 第1章 第3節「地域防災力強化計画」を準用する。

第4節 災害ボランティアの受入体制整備計画

～ あらゆるボランティアを円滑に受入れるために ～

1 計画の基本的な考え方

風水害により大規模な災害が発生し、被災者に対する救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合に、重要な役割を担うことが期待される災害ボランティアについて、市が実施する受入体制、活動環境の整備を図る。

※ 本節については、第2編 震災対策編 第1章 第4節「災害ボランティア受入体制整備計画」を準用する。

第5節 防災訓練計画

～ 的確な計画で、円滑な訓練をめざす ～

1 計画の基本的考え方

災害発生時の活動を的確かつ円滑に実施するために、県、市、防災関係機関、自主防災組織等が行う防災訓練について定める。

2 総合防災訓練

第2編 震災対策編 第1章 第5節 「2 総合防災訓練」に同じ。

3 学校の防災訓練

学校長は、学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を策定し、冷静かつ迅速な行動が取れるよう、的確な対応を確保する。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、毎年、梅雨や台風の時期を迎える前までを目途に、防災訓練と合わせた防災教育を実施するよう努めるものとする。

市及び関係機関は、学校における防災訓練等について、必要に応じて助言等を行う。

なお、以下の点に留意して年1回以上防災訓練を実施する。

- (1) 授業中、昼休み等学校生活の様々な場面を想定すること。
- (2) 児童生徒の避難誘導を実施すること。
- (3) 季節を考慮した訓練を実施すること。
- (4) できる限り地域との連携に努めること。

4 防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練

危険物等施設及び病院・福祉施設並びにホテルや大規模小売店舗等不特定多数の者が利用する施設等、防災対策上特に注意を要する施設の管理者等は、大地震が発生した場合の職員の対応等について定めた防災計画に基づき、施設利用者の避難誘導や初期消火等の訓練を実施する。

特に、病院・福祉施設には、病人、けが人、高齢者及び障がい者等の要配慮者が多数在所していることから、施設の管理者は、市町村及び消防等の防災関係機関との緊密な連携のもとに、情報伝達訓練を取り入れた訓練を実施する。

市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水及び土砂災害発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

市は、要配慮者利用施設の避難訓練の実施状況等について、定期的に確認する。また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

5 その他の訓練

第2編 震災対策編 第1章 第5節 「5 その他の訓練」に同じ。

6 実践的な訓練の実施と事後評価

第2編 震災対策編 第1章 第5節 「6 実践的な訓練の実施と事後評価」に同じ。

第6節 避難体制整備計画

～ 速やかな避難と避難所の充実を図る ～

1 計画の基本的考え方

風水害による災害は、大規模かつ広域的になるおそれがあることから、市民等を安全な場所に計画的に避難させるために、避難体制の整備について定める。

※ 本節については、第2編 震災対策編 第1章 第6節「避難体制整備計画」を準用する。

第7節 医療救護体制整備計画

～ 適切な医療の提供と救助体制の円滑化をめざして ～

1 計画の基本的な考え方

大規模災害時に発生する多数の傷病者に対し、困難な条件下で適切な医療を提供するため市及び医療関係機関が実施する医療救護体制の整備を図る。

※ 本節については、第2編 震災対策編 第1章 第9節「医療救護体制整備計画」を準用する。

第8節 水害予防計画

～ 水害の未然防止と被害の軽減を図るために ～

1 計画の基本的な考え方

水害の未然防止と被害の軽減を図るため、治山事業及び治水事業の推進について定めるとともに、洪水ハザードマップ等を活用した水害防止を推進する。

また、水防活動体制を十分に整備し、洪水等の災害を未然に防止するよう努める。

2 治山対策

(1) 方針

治山事業及び治水事業について、その有機的な関連性を考慮して、水源地から河口までの水系を一体としてとらえ、治水・利水の調整を図りつつ、総合的に治山事業の計画的な推進を図る

(2) 対策

河川の上流水源地帯において森林の安定を図り、土砂の流出を抑制し、下流の保全に努め、山地治山事業、防災林・保安林の造成を図る。

3 治水対策

(1) 方針

市街地の進展に伴い、雨水が流出しやすくなり、その量も増大している。

このために、大旦川や新川に近隣する地域の宅地や農地への浸水が発生するなど、中小河川や排水路が氾濫し、内水による被害を受ける地域が出てきている。

これらに対処するため河川改修事業、排水施設の改良及び下水道事業等を積極的に推進するとともに、在来の排水施設についても流水障害物の除去を行い、その機能維持に努める。

(2) 河川

ア 国、県の管理する河川（1級河川、2級河川）

国土交通省及び県との連絡を緊密にし、これらの河川護岸工事、河道掘削等の河川改修事業、砂防事業を促進する。

イ 市の管理する河川（準用河川、普通河川）

流域の実態を的確に把握し、緊急度に応じて河川改修事業を行う。

(3) 水路

市街地内の堰や一般排水路については、他事業と調整を図りながら整備を推進する。

ア 市街地においては、雨水の流出が抑制でき、なるべく地下への浸透が図られるよう努める。

イ 整備に当たっては、雨水の流れを把握し流量計算による適した排水施設を行う。

4 情報収集、伝達体制の確立

県は、多重無線やテレメータ雨量計、水位計などの観測機器を中心とした河川砂防情報システムの整備を推進する。

市は、現在設置してある場所以外に必要とする箇所へのテレメータ雨量計、水位計の設置を要望し、情報収集体制を確立するとともに、市内における降雨・水量等の必要な情報を県防災危機管理課等に連絡する。

5 水害防止対策等の実施

洪水予報河川や浸水想定区域の指定等に基づき作成した洪水ハザードマップを活用して、事前の情報提供や災害時の情報の共有等により水害防止対策を推進する。

(1) 浸水想定区域における避難確保のための措置

市洪水ハザードマップで浸水想定区域、避難所等について住民に周知するとともに、洪水予報の伝達方法、避難要領等、円滑かつ迅速な避難確保のため必要な事項を定める。

(2) 浸水想定区域の住民及び要配慮者施設への洪水予報情報等の伝達

山形地方気象台、国土交通省山形河川国道事務所、県土整備部河川課、大旦川排水機場操作管理人からの水位又は流量等及び県からの避難判断水位(特別警戒水位)情報の連絡に基づき、浸水想定区域の市民及び要配慮者が主体に利用する施設(以下「要配慮者利用施設」という。)に対して、洪水予報情報に係る警戒情報、避難情報を伝達する。また、新しく造成された住宅地への防災行政無線子局の整備に努める。

(3) 要配慮者利用施設における避難確保計画の策定

水防法第15条の3第1項に基づく、浸水区域内の迅速な避難を確保する必要があると認められる以下の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑な避難を確保するため、防災体制、情報収集及び伝達、避難誘導、施設の整備、防災教育及び訓練等必要な事項を定めた避難確保計画を作成し、市に報告しなければならない。(計画修正・変更時も同様とする。)また、施設の管理者等は、当該避難計画に基づき、避難訓練を実施する。

	名 称	住 所	電話番号	摘 要
1	ひばり保育園	楯岡北町二丁目 5-56	55-2531	大旦川
2	児童発達支援事業所 「いずみ」	中央一丁目 6-5 (いきいき元気館内)	52-1501	最上川、大旦川
3	放課後等デイサービス「おひさま」	いきいき元気館内	53-3618	最上川、大旦川
4	デイサービス にしごう	名取 1020	52-1020	最上川
5	デイサービスセンター菊香	中央二丁目 5-43	53-0168	最上川、大旦川
6	西郷認定こども園	名取 333-2	55-5540	最上川
7	アートチャイルドケア 村山しょうよう保育園	楯岡五日町 15-25	22-9481	最上川、大旦川
8	輝認定こども園	楯岡新町一丁目 17-20	55-2409	最上川、大旦川
9	のぞみ保育園	楯岡新町一丁目 17-16	55-2409	最上川、大旦川
10	地域密着型特別養護老人ホーム 「むらやま」	中央二丁目 3-46	52-3456	最上川、大旦川
11	グループホーム香紅の里	楯岡俵町 20-19	52-1001	最上川
12	グループホームけやきの杜	楯岡新町三丁目 2-1	55-5671	最上川
13	ニチイケアセンター村山	楯岡五日町 16-15	52-0234	最上川
14	ライフサポート縁	駅西 22-1	48-8400	最上川、大旦川
15	西郷小学校	名取 1217	55-2413	最上川
16	楯岡中学校	楯岡新高田 11-3	55-2403	最上川、大旦川
17	村山産業高校	楯岡北町一丁目 3-1	55-2537	大旦川
18	楯岡特別支援学校	楯岡北町一丁目 8-1	55-2995	大旦川

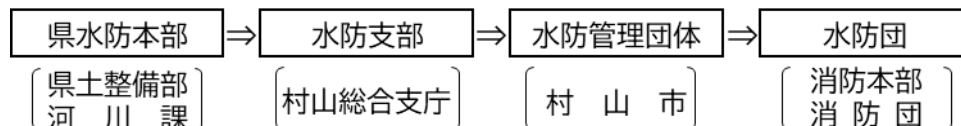
6 水防

(1) 水防管理団体の責務

水防法により、市（以下「水防管理団体」という。）は、その区域における水防を十分に果たす責務を有する。

水防管理団体の長である市長（以下「水防管理者」という。）は、平時から水防組織の整備を図る。

(2) 水防活動の組織



(3) 水防体制の整備

ア 水防活動体制の整備

(ア) 河川ごとに、重要水防箇所、危険箇所等について、具体的な水防工法を検討しておく。

(イ) 平時及び増水(出水)期の巡視はもとより、災害時における所管施設の緊急点検や応急復旧等を実施する体制を整備するとともに、必要な資機材の備蓄に努める。

イ 水防団等の育成強化

(ア) 水防組織の充実

平時から水防団の研修と訓練を実施するとともに、広報活動を行い、水防組織の充実と習得を図る。

(イ) 水防訓練の実施

自主防災組織が常に有効に機能するように、研修を定期的で開催するとともに、防災訓練の実施に努める。

第9節 土砂災害予防計画

～ 土砂災害の未然防止と被害の軽減を図るために ～

1 計画の基本的な考え方

風水害により発生する土石流、地すべり、がけ崩れ等に起因する土砂災害の未然防止又は被害の軽減を図り、治山・砂防施設の維持管理を強化するとともに、これらの危険箇所の現況を把握し、区域の指定、防止施設の整備を行い、危険区域の周知、警戒避難体制の確立等総合的な対策について定める。

2 土砂災害警戒区域等の調査・周知

(1) 基礎調査結果の点検

市は、県の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）第4条の規定に基づく基礎調査結果について、定期的に状況を点検し、その危険度を把握する。

特に、学校、医療機関、福祉施設など要配慮者が利用する施設や学校が含まれる土砂災害警戒区域等については、重点的に把握に努める。

(2) 土砂災害警戒区域等の周知

市は、県からの土砂災害警戒区域等の資料や情報の提供を受け市の防災総点検の結果を基に、市地域防災計画に明記し、市民に対し土砂災害警戒区域等について周知する。

3 土砂災害予防対策の推進

(1) 法指定の促進等

国及び県は、国土を保全し、土地利用の適正化と土砂災害対策の推進を図るため、次表により危険箇所の法指定を促進する。

また、県は、監視指導体制を強化し、法指定地等の適切な管理に努める。

法 令 名	指 定 箇 所 名
砂防法	砂防指定地
地すべり等防止法	地すべり防止区域
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域
森林法	保安林
建築基準法	災害危険区域（村山市該当なし）
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域 造成宅地防災区域
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域

(2) 災害防止対策事業の現況

市、国及び県は、土砂災害防止法指定を受けた危険箇所について、次の災害防止対策工事を積極的に推進する。

ア 砂防事業

国及び県が砂防指定地に指定し、県は優先順位の高い箇所から砂防工事を行う。

イ 急傾斜地崩壊対策事業

県は市と協議の上、危険地区に住民の生命及び財産を守るため、危険度の高いところから急傾斜地崩壊危険区域に指定し、順次崩壊防止工事を行う。

ウ 地すべり対策事業

県は市との協議の上、危険地区に市民の生命及び財産を守るため、危険度の高いところから地すべり防止区域に指定し、順次崩壊防止工事を行う。

エ 治山事業

県は危険度の高いところから優先的に治山事業を実施していく。

(3) 防災工事の実施内容

ア 砂防事業

県は、土石流等土砂の流失を防止する砂防ダム、溪流の縦横侵食を防止する溪流保全工、護岸等の砂防施設の整備を行う。

市は、県に対し土石流危険溪流等土砂流出のおそれのある溪流や地区については砂防指定地に指定し、砂防事業を推進するよう要望する。

イ 急傾斜地崩壊対策事業

県は、がけ崩れ災害に対処するため、土地所有者が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適当とみとめられるものについて、急傾斜地の崩壊を防止する法面保護工、土留施設又は排水施設の整備を行う。

市は、これに該当する箇所の情報を県に提供し、急傾斜地崩壊対策事業を推進するよう要望する。

ウ 地すべり対策事業

県は、治水上影響のある地すべり危険箇所について、地すべり災害を防止する地下水の排除、地表水の誘導、杭打工等の施設の整備を行う。

市は、これに該当する箇所の情報を県に提供し、地すべり対策事業を推進するよう要望する。

エ 治山事業

県は、山地災害危険地区において危険度を把握するために、定期的に点検・調査を実施する。危険度の高い地区については、保安林又は地すべり防止区域に指定し、治山施設及び地すべり防止施設の整備を行う。

市は、山地災害危険地区の情報を県に提供し、治山事業を推進するよう要請する。

(4) 要配慮者利用施設対策

ア 市は、県及び関係機関と協力して土砂災害に関する情報等を要配慮者利用施設管理者に周知し、土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図るとともに、警戒避難体制の確立に努める。また、要配慮者利用施設に係わる情報を積極的に県に提供し、事業の早期実施を要請する。

イ 土砂災害防止法第8条の2第1項に基づく、土砂災害警戒区域内の迅速な避難を確保する必要があると認められる以下の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑な避難を確保するため、防災体制、情報収集及び伝達、避難誘導、施設の整備、防災教育及び訓練等必要な事項を定めた避難確保計画を作成し、市に報告しなければならない。

(計画修正・変更時も同様とする。)

また、施設の管理者等は、当該避難計画に基づき、避難訓練を実施するとともに、その結果を市に報告しなければならない。

	名 称	住 所	電話番号	摘 要
1	楯岡小学校	楯岡橋 18-1	55-2411	土砂災害(特別)警戒区域
2	富本小学校	湯野沢 1129	54-2102	〃
3	養護老人ホーム村山光ホーム	楯岡笛田二丁目 19-40	53-2520	〃
4	特別養護老人ホームひがしざわ	楯岡笛田二丁目 19-57	52-1151	〃
5	小規模多機能型居宅介護事業所 笛田	楯岡笛田四丁目 1-55	48-7973	〃
6	多機能型事業所 わっしょい!	楯岡笛田四丁目 5-1	47-8694	〃
7	たてやまキッズクラブ	楯岡橋 8-11	55-7710	〃

(5) 砂防施設等の維持管理

市は、砂防施設等の管理者に対し、既設構造物について常時点検を行い、施設の機能維持に努めるとともに、老朽化等により機能低下をきたしている箇所については、補修、補強工事を行い、地震による土砂災害の防止を図るよう要請する。

(6) 危険箇所の周知

市は、県から提供される土砂災害警戒区域等に関する資料を市地域防災計画に明記するとともに、県と協力して、危険箇所への表示板の設置や広報活動を行うなど、土砂災害警戒区域等に居住する市民に周知し、被害の防止に努める。

(7) 警戒避難体制の確立

市は、次の内容について留意し、警戒避難体制の整備を推進する。

ア 警戒又は避難を行うべき基準の運用

イ 避難場所、避難経路及び避難方法等を記載したハザードマップを作成し、警戒区域内の住民へ配布し周知する。

ウ 土砂災害に関する自主的な防災組織の育成

エ 防災意識の普及

(8) 情報収集、伝達体制の整備

県は、テレメータ雨量計やワイヤセンサー等の観測機器の配置を中心とした土砂災害警戒システムの整備を推進する。

市及び県は、市民及び自主防災組織等と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した時は、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

(9) 土砂災害警戒区域等における防災対策

市及び県並びに関係機関は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害から生命・財産を守るため、土砂災害のおそれのある地域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等の対策を推進する。

ここでいう土砂災害とは、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりを起因として起こる自然災害をいう。

ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

県は、土砂災害により被害のおそれのある地域の地形、地質、降水及び土地利用状況についての基礎調査を行い、市長の意見を聞きながら、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行う。

土砂災害警戒区域とは、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、市民の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域をいう。

土砂災害特別警戒区域とは、土砂災害警戒区域のうち急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ市民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居住を有する建築物の構造を規制すべき土地の区域をいう。

イ 土砂災害特別警戒区域内での開発行為の制限

土砂災害特別警戒区域内において、開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途である開発行為をしようとする者は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく知事の許可を受けなければならない。

制限用途とは、予定建築物が、住宅（自己の居住に供するものを除く。）並びに高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設以外の用途でないもの。

また、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対し、移転の勧告を行う。

ウ 警戒避難体制等

市は、警戒区域ごとに土砂災害ハザードマップで避難所、避難経路について住民に対し周知するとともに、土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助、迅速な警戒避難の確保のため必要な事項を定める。

エ 土砂災害警戒区域の住民及び要配慮者関連施設への土砂災害警戒情報の伝達体制の整備

県土整備部砂防・災害対策課等からの土砂災害警戒情報を活用し、土砂災害警戒区域の住民及び要配慮者が主に利用する施設に対しての伝達体制の整備を図る。

(10) 緊急用資機材の確保

市は、県とともに、豪雨等により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材を確保し緊急時に備える。

(11) 砂防ボランティアの育成

市は、県と連携し、豪雨等による土砂災害から市民の生命や財産を守るため、斜面や溪流等、危険箇所の点検を行う防災ボランティアの育成を図り、その活動を支援する。

4 災害防止に配慮した土地利用の誘導

(1) 危険住宅等の移転推進

市は、県と連携し、安全対策を検討のうえ、危険区域の居住者に宅地の改良や住宅移転の必要性を周知し、安全地域への移転を促進する。

(2) 危険箇所の禁止制限行為に対する審査体制の整備等

県は、災害防止に配慮した安全な土地利用を誘導するための審査指導体制を整備するとともに、開発事業者への各種法規制の徹底及び啓発・指導を行う。

5 被災宅地危険度判定体制の確立

市は、県と連携し、豪雨等により住宅が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害の防止又は軽減を図り、市民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定士を計画的に養成・登録し、宅地の被災状況を迅速かつ的確に把握してその危険度判定が実施できるよう、被災宅地危険度判定体制の確立に努める。

資料編：村山市がけ地近接等危険住宅移転促進事業費補助金交付規則

村山市土砂災害警戒区域一覧

村山市土砂災害ハザードマップ全体図

村山市山地災害危険地区等一覧

村山市山地災害危険地区等位置図

第10節 建築物災害予防計画

～ 住宅・建築物耐火促進に向けて ～

1 計画の基本的な考え方

風水害による建築物災害の未然防止と被害の軽減が図られるよう、庁舎及び学校等の防災上重要な公共施設、一般建築物等の不燃性の強化等を促進するため、災害予防対策を実施する。

2 建築物の火災耐力の向上促進

建築物自体の耐火性・防火性は、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、火災ができるだけ拡大しないような措置がとられている。

そのため、市は、新築及び増改築等建築物について、建築基準法に基づき指導を行うとともに、既存建築物についても、次により改善指導を推進する。

(1) 既存建設物に対する改善指導

市及び県は、建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用し、大規模小売店舗、旅館等不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の安全性確保と施設の改善を指導する。

(2) 防火対象物定期点検報告制度等の実施指導

消防機関は、防火対象物で一定規模以上の収容人員のあるもの又は特定の防火対象物（大規模小売店舗、旅館等の不特定多数の者が利用するもの）のうち一定の基準に適合するものには、防火対象物定期点検報告制度（セイフティマーク）等に基づく点検報告を実施させることにより、利用者の安全を確保する体制を確立する。

3 建築物の災害予防対策の推進

(1) 防災活動の拠点となる建築物の災害予防対策

ア 防災活動の拠点として位置づけられる公共建築物

(ア) 市災害対策本部が設置される施設（市役所庁舎、市農村環境改善センター、北村山視聴覚教育センター、甌葉プラザ、楯岡地域市民センター、村山市民会館、村山市民体育館）

(イ) 医療救護活動に従事する機関の施設（保健センター）

(ウ) 応急活動に従事する機関の施設（消防署、各地域市民センター等）

(エ) 避難収容施設（小中学校、村山市民体育館、甌葉プラザ、村山市民会館、各地域市民センター、自治公民館等）

(オ) 社会福祉施設等（保育園、認定こども園、幼稚園、特別養護老人ホーム、障がい福祉施設等）

イ 防災対策の実施

アに掲げた建築物は、災害時の避難所や応急活動・復旧活動における拠点施設として重要な機能を担う必要があることから、次の防災対策を推進する。

(ア) 建築物の安全性の確保

施設管理者は、各種法令により規定されている技術基準を遵守するとともに、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩災害の危険箇所等に配慮しつつ、施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保に努める。

(イ) 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示す防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

a 配管設備類の固定強化

- b 非常用電源の基本能力の確保
- c 飲料水の基本水量の確保
- d 消防防災用設備等の充実
- e 情報・通信システム等の安全性能の向上

(ウ) 維持管理

施設管理者は、建設当時の設計図面等を整理保管するとともに、法令点検等の台帳や防災関係図及び維持管理の手引きを整備し、日常点検の励行に努める。

(2) 不特定多数の者が利用する建築物の対策

ホテル、大規模小売店舗等、不特定多数の者が利用する建築物は、災害時に一定の機能を果たし、かつ、人命を守る基礎となることから、施設管理者は、(3)に掲げる一般建築物の災害予防対策に努める一方、消防機関及び電気・ガス等保安団体は、次に示す防災対策等を指導する。

- ア 災害発生時における混乱防止のための、各種通信手段の活用等による迅速かつ正確な情報収集伝達体制の整備
- イ 不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備
- ウ 避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練及び商業ビルによる避難等の連携の徹底
- エ 災害発生時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底
- オ 当該施設の管理実態を把握するための、防災設備等の日常点検の励行
- カ 商業ビルに対する、災害発生時の通報連絡・避難誘導體制等の一層の徹底

(3) 一般建築物の災害予防対策

市及び県は、建築物等の安全性を確保するために、次の留意事項により指導等を行う。

- ア 著しく劣化している建築物の安全性の確保
 - 防災パトロール等の機会を利用した防災点検の必要性の啓発
- イ 落下物等による災害の防止
 - 建築物から外れやすい窓・戸及び看板類等の落下物並びに断線による災害を防止するための安全性の確保の指導・啓発
- ウ 水害常襲地の建築物における耐水化
 - 床上浸水等の災害を回避するため、予想される浸水位以上の盛土・基礎高の確保、又は床下浸水を防止する防止板等の設置の指導
- エ ブロック塀、板塀等の倒壊防止
 - 市は、県と連携し、災害によるブロック塀、板塀等の倒壊を防止するため、避難場所や避難路、通学路沿いのブロック塀、板塀等の所有者を主な対象者として、安全の確保について指導・啓発する。

第11節 ライフライン施設の災害予防計画

～ ライフライン施設の迅速適切な応急措置 ～

第1款 上水道施設災害予防計画

1 計画の基本的な考え方

大規模な風水害が発生した場合、水道の漏水・断水等を最小限にとどめるため、市が実施する災害予防対策について定める。

2 防災体制の整備

(1) 応急対策マニュアルの作成

応急復旧・応急給水マニュアルと手順書を策定し、迅速適切な応急対応が実施できるよう体制整備を行う。

(2) 職員に対する教育及び訓練

ア 研修会、講習会等を計画的に開催し、災害による被害の調査能力、復旧計画の立案能力、耐震継手を使用する管の施工等、災害現場における復旧施工等の現場技術等を向上させ、熟練した技術者の養成・確保に努める。

イ 緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう、総合的な防災訓練並びに情報伝達、施設の点検訓練、応急給水訓練及び応急復旧訓練等の個別の訓練を実施する。

(3) 管理図面及び災害予防情報の整備

他からの応援者が迅速に応急活動を実施できるよう、基本的な水道システム図、施設図及び管路図並びに拠点給水地、指定避難所及び想定避難住民数等の情報等を盛り込んだ応急復旧用図面等を整備する。

(4) 関係機関との連携及び連絡調整

災害発生時の関係行政機関や水道事業者間の連携について体制を整備し、相互応援協定などにより、応援体制を整備する。

また、応急対策用車両を緊急用車両として通行できるよう警察と事前調整を図る等、災害発生時における関係機関や各水道事業者等と連携体制を整備する。

(5) 予備資材の確保

応急復旧時に支障が生じないよう予備資材の確保を図る。

(6) 緊急時連絡体制の整備

災害発生時にも使用可能な携帯電話や無線通信等による通信連絡網の整備に努めるとともに、災害情報連絡網の整備を図り、緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、応援要請連絡体制及び応援要請様式などを作成し、緊急時の連絡体制の確保を図る。

(7) 自家発電設備等の燃料及び水道用薬品の備蓄

自家発電設備等の燃料の備蓄及び水道用薬品の適正な量の備蓄に努めるとともに、関係業者と災害発生時における優先供給協定を締結するなどによりこれらの確保に努める。

3 防災広報活動の推進

(1) 方針

市及び水道事業者は、災害発生時の応急復旧活動を円滑に進めるため、次により市民、自治会などに対し、防災体制の確立及び飲料水の確保などについて広報し、防災意識の啓発に努める。

- (2) 市民に対する広報・啓発活動
市民に対し、市報を通じて防災体制の確立、飲料水の確保と衛生対策等の留意点について広報し、防災意識の啓発に努める。
- (3) 自主防災組織への研修
自主防災組織に対する応急給水計画を周知し、これに基づく共同訓練等を実施し、緊急時における各地区の支援体制の確立に努める。
- (4) 医療施設等への周知
被災時においても断水できない医療施設、福祉施設などの重要施設に対して、飲料水の備蓄（受水槽での必要容量の確保）について広報、指導に努める。

4 上水道施設の災害予防措置

市及び水道事業者は、上水道施設ごとにその重要性や老朽度を検討し、特に過去の風水害により被災した経験がある場合には、次により施設の新設、改良及び修繕を計画的に推進する。

- (1) 重要施設及び基幹管路の安全性の強化
風水害による被害を軽減するため、次により老朽化した構造物・設備の補強、更新等を実施し、安全性の向上を図る。
 - ア 軟弱地盤における地盤改良
 - イ 避難所及び給水拠点を中心とした大口徑配水管等の整備による貯水機能の強化
 - ウ 配水池容量（12時間貯水容量）の増加及び緊急遮断弁の設置
 - エ 老朽管路の計画的な更新
- (2) 代替性の確保
上水道施設の被災は、応急対策活動に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。
- (3) バックアップシステムの構築等
風水害による被害を最小限にするため、次によりバックアップシステムを構築するとともに、復旧を迅速に行うため配水区域のブロック化を図る。
 - ア 重要施設の複数配置による危険分散の強化
 - イ 非常用電源の整備（二回線受電、自家発電設備）
 - ウ 隣接水道事業体施設と相互融通可能な連絡管設置によるバックアップシステムの構築
 - エ 制水弁間隔の適正化による配水地域のブロック化、配水本管のループ化による被害区域の限定化
 - オ 各施設の運転状況を常時監視できる遠隔監視システムの整備
- (4) 機械設備や薬品管理における予防対策
 - ア 水質試験用薬品類容器の破損防止及び混薬を防止するための分離保管
 - イ 水道用薬品の適正な量の備蓄
- (5) 二次災害の防止
各施設の管理者は、二次災害を防止するための体制の整備に努める。

5 災害対策用資機材等の整備

- (1) 応急対策給水用資機材の整備
市及び水道事業者は、計画的に給水車（ポンプ付給水車を含む。）給水タンク、浄水装置及びポリタンク等の応急給水用資機材の整備を図る。
- (2) 応急復旧用資機材の整備
市及び水道事業者は、計画的に応急復旧用資機材の整備に努めるとともに、定期的にその備蓄状況を把握する。

6 生活用水水源の確保

市及び水道事業者は、区域内の井戸を緊急時に生活給水拠点として使用できるよう、あらかじめ設置状況を把握する。

また、積雪期には給水車等の通行が困難となることが予想されるため、消雪用井戸等の代替水源等による給水方法を事前に検討しておく。

第2款 下水道施設災害予防計画

1 計画の基本的な考え方

風水害による下水道施設の被害を最小限にとどめ、汚水排除や浸水排除や浸水防除機能を速やかに復旧できるようにするための災害予防対策を実施する。

2 防災対策の整備

下水道管理者は、下水道施設が被災した場合、公共用水域の水質悪化や公衆衛生の悪化など市民の生活に与える影響が大きいことから、次により防災体制を整備する。

(1) 組織体制の整備

災害発生時に下水道施設の復旧作業に直ちに着手できるように、下水道工事業者との連携を図り、「協定」を結び体制を整備する。

(2) 応急対策マニュアルの作成

緊急防災体制、緊急時連絡先一覧表等を記載した「参集マニュアル」を策定し、緊急時連絡体制を確立する。また、従事者の役割や調査方法及び応急措置等を定めた緊急時の点検・応急マニュアルも併せて整備する。

(3) 職員に対する教育及び訓練

県等が主催する研修会及び講習会等に職員を積極的に参加させ、災害発生時における判断力を養成するとともに、防災上必要な知識及び技術を向上させる等、人材の育成に努める。また、緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう、平常時において総合訓練や各種訓練を行う。

(4) 設備台帳及び図面等の整備

災害発生時の対応に万全を期すため、設備台帳及び埋設管路等の図面を整備する。

(5) ライフライン関係機関等との連携

下水道施設の被災状況調査及び復旧対策の実施に当たっては、他のライフライン施設に係るこれらの作業と連携して実施できるか調整を行う必要があるため、これら関係機関の被害情報を迅速に把握できる体制について検討する。

また、被災情報を広範囲にきめ細かく把握するうえで、水防団や地域住民等からの情報が有効なため、これらの情報を利用する体制についても検討を行う。

(6) 民間事業者等との連携

下水道施設の被災状況調査及び復旧対策の実施に当たっては、業界団体を含む民間事業者への委託が可能な業務については、あらかじめ協定を締結しておくなど民間事業者等の能力やノウハウの活用を図る。

(7) 災害時維持修繕協定の締結

施設の維持修繕を的確に行う能力を有するものと災害時における維持・修繕に関する協定を締結することで、下水道管理者以外のものでも維持又は修繕が可能となるような体制の構築を図る。

(8) 事業継続計画（BCP）の策定・運用

災害発生時に事業を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。

3 広報活動

下水道施設の被災箇所等を発見した場合の通報先、使用制限実施の可能性及び排水設備に関する事項等について、平時から市民に対して広報活動を適切に行い防災意識の啓発に努める。

4 下水道施設の災害予防対策

(1) 浸水対策

ア 耐水性調査及び補強対策

施設の耐水性調査を実施し、必要に応じ補強対策を講ずる。

イ 耐水対策の計画、設計及び施工

浸水により被害が発生した場合に、少なくとも下水道としての根幹的な機能が保持できるよう、処理場における流入・放流ゲートは河川水位等を十分考慮に入れた構造とする。また、処理場及びポンプ場の機械・電気設備は、浸水に耐える構造及び配置とする。

(2) 安全確保対策

ア 管理図書の整備

下水道施設の被災調査や復旧作業を円滑に進めるうえで、施設の設計図書や管理図書は重要な資料となるので、これらの基本的図書の整備と保管に努めるとともに、そのバックアップを設けて安全性の向上を図る。

イ 施設の点検パトロール

日常の点検パトロールにおいて、浸水時に漏水や湧水等何らかの変状が発生する危険性が高い箇所を把握しておく。

ウ 維持補修工事及び補修記録の整備

風水害発生時の復旧作業に有効に活用できるよう、異常箇所の補修及び施設改良の記録を整備する。

(3) 長時間停電対策

電力の供給が止まっている場合、被災状況及び復旧する優先順序に応じて、ポンプの作動に必要な電力の復旧を東北電力ネットワーク株式会社に対し要請する。

また、停電時のマンホールポンプ等の応急的な電力供給のための発電機等の設備については、応援協定を締結している村山市建設業協会及び村山市管工事業協同組合に要請し確保に努める。

5 災害復旧用資機材等の確保

緊急措置や応急復旧を的確かつ迅速に行うため、必要な資機材を確保しておく。

また、独自に確保できない資機材については、応援協定を締結している村山市建設業協会及び村山市管工事業協同組合に要請し確保に努める。

第3款 その他のライフライン施設災害予防計画

1 計画の基本的な考え方

電力、電話、ガス供給等の施設の災害による被害を最小限にとどめ、日常生活及び産業活動を速やかに復旧できるようにするための災害予防対策を行う。

※ 本節については、第2編 震災対策編 第1章 第19節 第3款「その他のライフライン施設災害予防計画」を準用する。

第12節 輸送体制整備計画

～ 迅速かつ効率的な緊急輸送ネットワークの形成を目指して ～

1 計画の基本的な考え方

災害発生時の応急対策活動を円滑に実施するために、市が実施する迅速かつ効率的な交通輸送体制の整備を図る。

※ 本節については、第2編震災対策編第1章第17節「輸送体制整備計画」を準用する。

第13節 食料・飲料水及び生活必需品等の確保計画

～ 早急な確保により被災者の生活を守る ～

1 計画の基本的な考え方

風水害による災害が発生した場合に必要な食料、飲料水及び生活必需品の備蓄及び調達を図る。

※ 本節については、第2編 震災対策編 第1章 第20節「食料・飲料水及び生活必需品等の確保計画」を準用する。

第14節 要配慮者の安全確保計画

～ 要配慮者を災害から守るために ～

1 計画の基本的な考え方

高齢者、障がい者、乳幼児、外国人など特に配慮を要する者（以下、この節において「要配慮者」という。）及び、要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下、この節において「避難行動要支援者」という。）の安全を確保するため、市、県、防災関係機関、社会福祉施設、医療施設、地域住民等が連携して支援する体制整備について定める。

2 要配慮者の現況

資料編：村山市における要配慮者等の現状

3 在宅の要配慮者対策

第2編 震災対策編 第1章 第22節「3 在宅の要配慮者対策」に同じ。

4 社会福祉施設等における要配慮者対策

- (1) 社会福祉施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次により施設における災害予防対策を推進するとともに、介護保険法等の関係法令に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。また、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画の作成に際しては、県及び市が連携し、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して確実に計画を作成するよう指導する。県及び市は、避難確保計画等について、定期的に確認するとともに、必要な支援や働きかけを行う。

ア 防災体制の整備

(ア) 自衛消防組織の設置

社会福祉施設等の管理者は、防火管理者の下に、施設の職員により構成する自衛消防組織を設置し、必要に応じて、情報班、消火班、救出・救護班、安全指導班及び応急物資班等を置き、防災業務を担当させる。

(イ) 職員動員体制の確立

社会福祉施設等の管理者は、災害発生時に職員を迅速に参集させるため、職員の緊急連絡体制及び初動態勢を整備する。また、夜間における災害の発生等も考慮し、入（通）所者の状況及び建物の構造等を総合的に勘案して、夜間における職員の配備体制を整備する。

(ウ) 情報連絡網、応援体制の確立

施設管理者は、消防署等との非常通報装置（ホットライン）の設置に努めるほか、必要に応じて、消防、警察、医療機関及び近隣施設等との連絡会議の設置や、災害時の施設利用者の受入れに関する事前の取り決めなどにより、災害発生時の救助・協力体制を整備する。なお、その内容を、県に情報提供するよう努める。

また、地域住民、民間ボランティア団体及び近隣施設等から、災害発生時における施設入所者の避難等について応援が得られるよう、普段から協力関係の構築に努める。

イ 社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立

近隣施設との相互応援協力体制を整え、日頃から受入れ可能な余裕スペースの確認に努める。

ウ 防災教育、防災訓練の実施

施設管理者は、職員及び入（通）所者に対し、日頃から防災意識の啓発に努めるとともに、地域の自主防災組織、消防機関等の協力、参加を得て、自力避難困難者の避難誘導・救護訓練等を重点とした防災訓練を実施する。

また、被災状況等により、施設に長くとどまれないなどのため、入（通）所者の避難誘導の対応に加え、必要に応じあらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡しの基準や条件を詳細に決めておく。

エ 施設、設備等の安全性強化

社会福祉施設等の管理者は、建築基準法による新耐震基準施行（昭和56年）以前の施設について耐震診断を実施し、必要に応じて計画的な改修に努める。

オ 食料等の備蓄

社会福祉施設等の管理者は、地震災害に備えて、最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障がい者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具及び避難生活用具等を備蓄するとともに、必要に応じて井戸、耐震性貯水槽及び備蓄用倉庫、非常用電源設備等の整備に努める。

カ 要配慮者の受入体制の整備

災害時に要配慮者を緊急に受け入れられる体制の整備に努める。

(2) 県及び市は、次により社会福祉施設における災害予防対策を支援する。

ア 社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立

災害発生時における緊急入所並びに社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間のネットワークの形成に努める。

イ 防災教育、防災訓練への支援

社会福祉施設等の管理者が実施する防災教育、防災訓練の支援に努める。

ウ 要配慮者の受入体制の整備

社会福祉施設等が要配慮者を緊急に受け入れた場合に支援する体制の整備を図る。

(3) 洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の情報提供等

市は、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設であって、洪水時等にその利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について、市地域防災計画にその名称及び所在地を定め、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。

市は、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援し、市長は、必要な指示をすることができる。なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、市長はその旨を公表することができる。

5 外国人の安全確保対策

第2編 震災対策編 第1章 第2節「5 外国人の安全確保対策」に同じ。

第2章 災害応急計画

第1節 水害対策計画

～ いち早い行動、水防活動体制の整備を図る ～

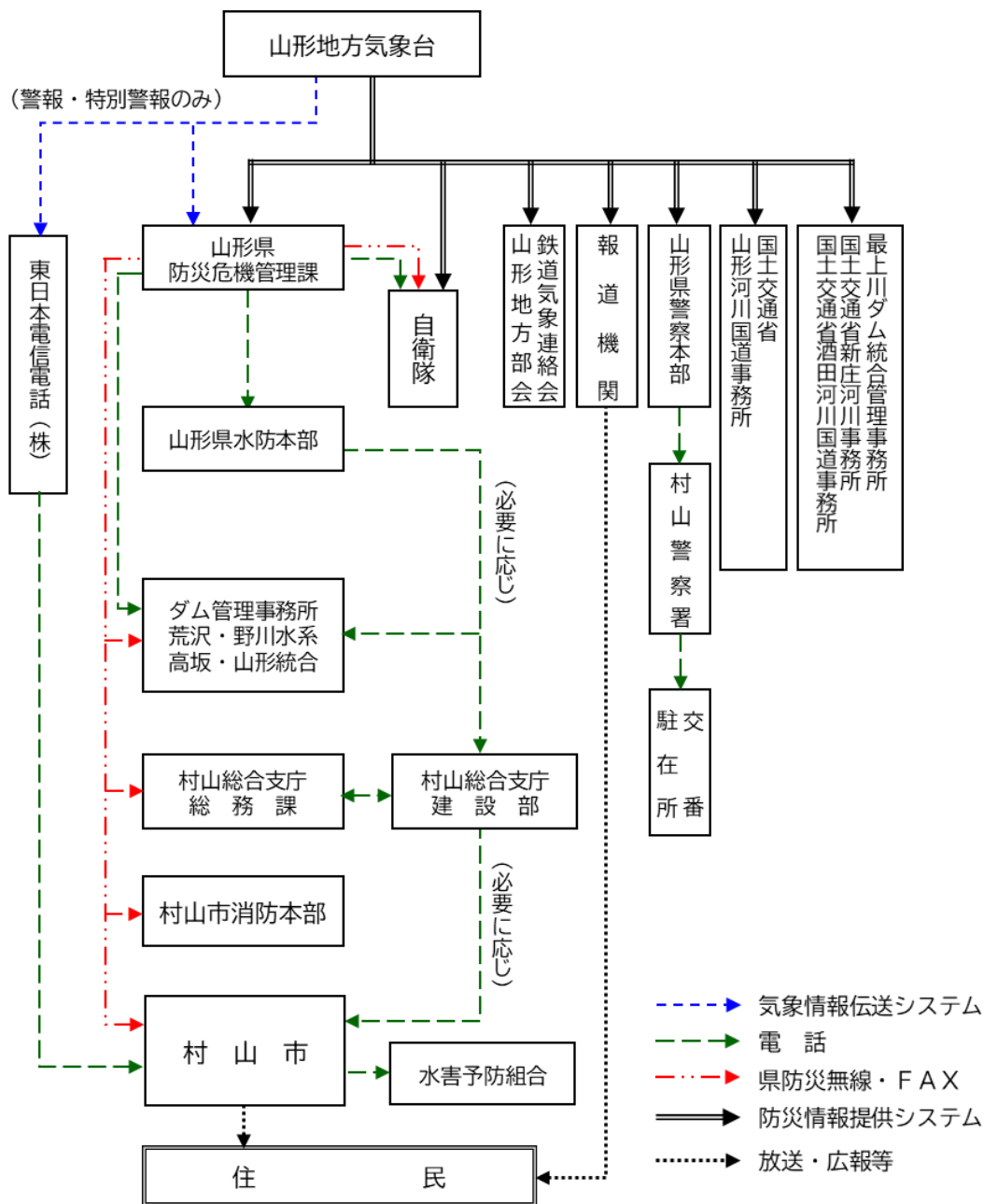
第1款 水防活動計画

1 計画の基本的な考え方

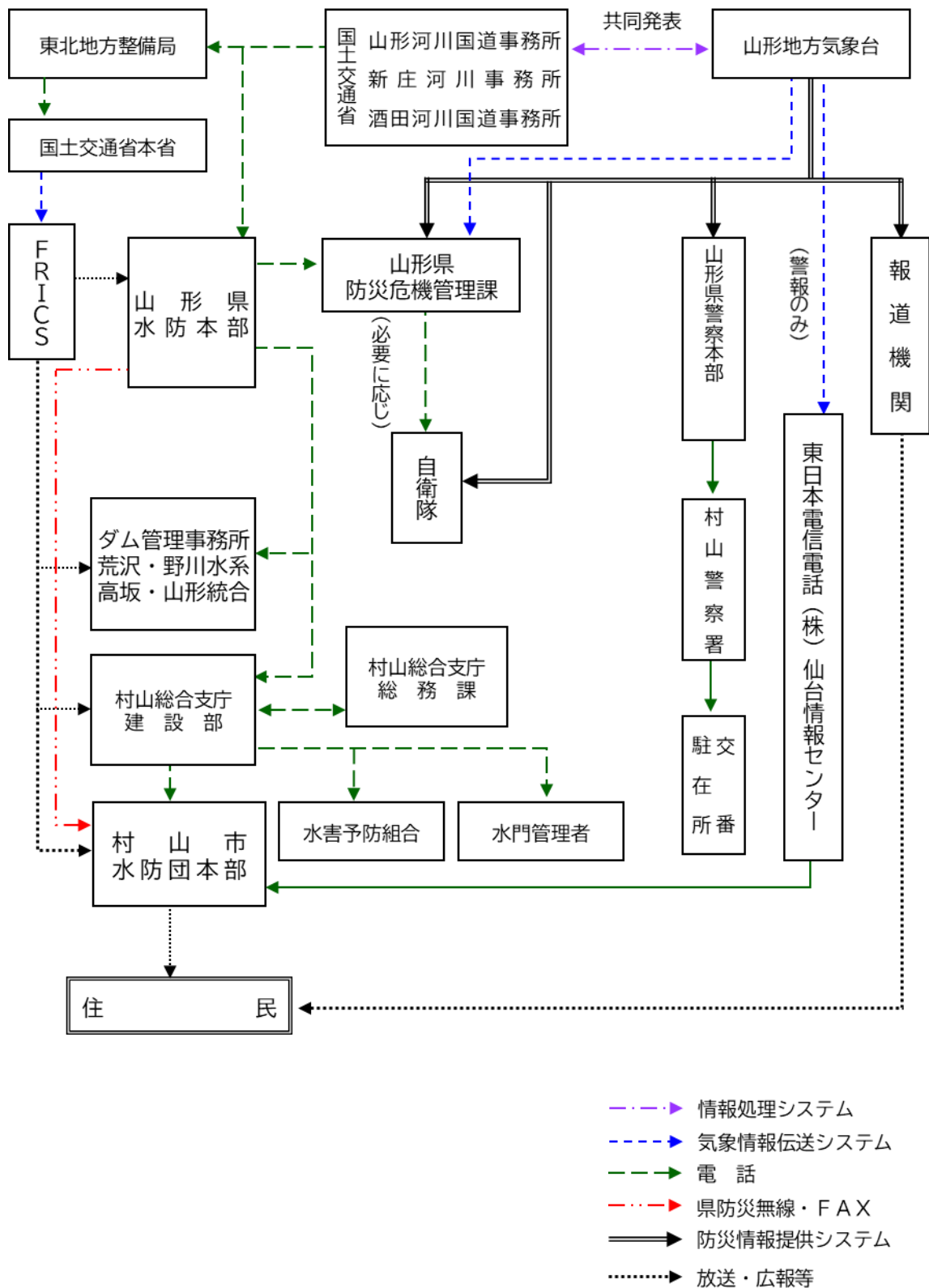
洪水等による風水害が発生し又は発生が予想される場合に、これを警戒・防御し、被害を軽減するための水防活動を実施する。

2 水防情報連絡系統図

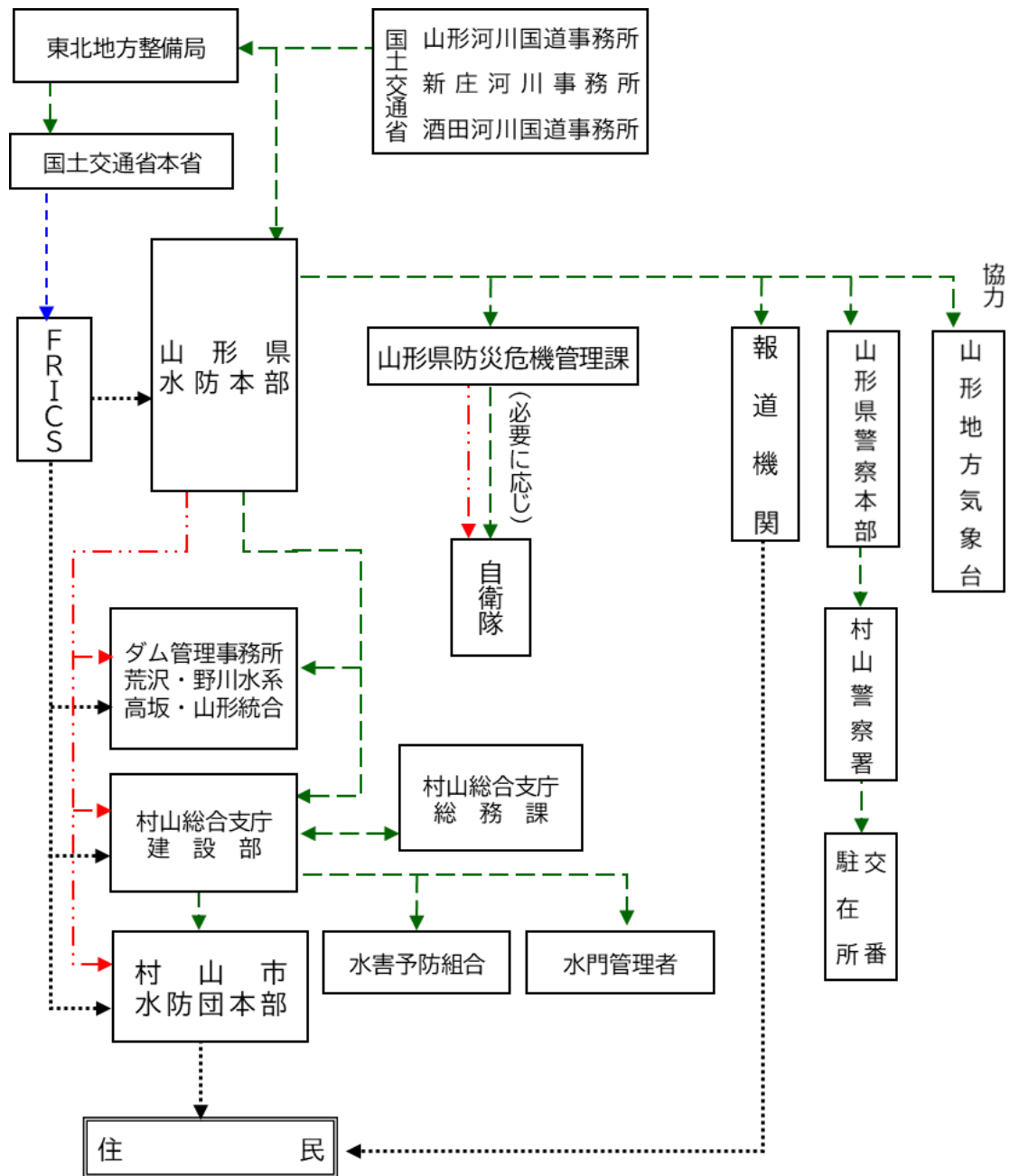
(1) 水防に関する気象情報連絡系統図



(2) 最上川洪水予報（氾濫注意情報(洪水注意報)、氾濫警戒情報(洪水警報)）連絡系統図



(3) 最上川水防警報連絡系統図



3 洪水予報等の発表基準

(1) 洪水予報

国土交通省山形河川国道事務所と山形地方気象台が共同して洪水予報を発表する河川のうち、村山市の区域は下記のとおりである。

ア 予報の河川の区域

水系	河川	実施区域（右岸）	実施区域（左岸）
最上川	最上川上流	自 米沢市大字花沢字八木橋西上 3616番地先 至 村山市大字土生田字高橋 1515番地2	自 米沢市大字中田町字堀立川向 21番地の乙地先 至 村山市大字田沢字小野原 907番65

イ 予報基準地点となる河川の水位観測所

河川名	水位観測所	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (特別警戒水位)
最上川上流	糖野目（高畠町）	12.00m	12.90m	13.30m
	小出（長井市）	12.00m	12.60m	12.80m
	長崎（中山町）	13.30m	15.50m	15.80m
	下野（河北町）	14.00m	16.20m	16.70m

ウ 発表基準（主なもの）

種類	予報文の表題	該当する条件
洪水注意報	氾濫注意情報 [警戒レベル2相当]	イの表の予報基準地点の水位が、氾濫注意水位(警戒水位)に達し、更に水位の上昇が見込まれる場合
洪水警報	氾濫警戒情報 [警戒レベル3相当]	イの表の予報基準地点の水位が、一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合
	氾濫危険情報 [警戒レベル4相当]	イの表の予報基準地点の水位が、氾濫危険水位に到達した場合
	氾濫発生情報 [警戒レベル5相当]	予報区間において氾濫が発生した場合

(2) 水防警報

水防警報の発令は、国土交通大臣又は県知事が水防管理団体の水防活動に対して、待機、準備、出動などについて警告を与えるもので、村山市に該当する区域は下記のとおりである

ア 国土交通省の発表する水防警報の対象とする河川の区域

関係機関	河川	水位観測所名	区域
山形河川国道事務所長	最上川上流	下野（河北町）	須川合流点より 村山市大字田沢まで（左岸31.3km） 村山市大字土生田まで（右岸34.3km）

イ 水防警報発表者

発表者	水位 観測所名	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断水位	氾濫危険水位 (特別警戒水位)
山形河川国道 事務所長	下野 (河北町)	13.30m	14.00m	16.20m	16.70m

ウ 発表基準

種類	発表基準	内容
待機	雨量、水量、流量、その他の河川状況により必要と認めたととき。	水防団の待機を行う。
準備	水位がイの表の水防団待機水位に達し、雨量、水量、流量、その他の河川状況により必要と認めたととき。	水防機材の準備点検、水門の開閉準備、水防団幹部の出動などを行う。
出動	水位の②の表の氾濫注意水位(警戒水位)に達し、又は達するおそれがあり、なお増水のおそれがあるとき。	水防団員の出動を通知する。
解除	水防作業の必要がなくなったとき。	水防活動の終了を通知する。

4 水位到達情報【警戒レベル相当情報】の通知及び周知

県が指定している水位周知河川のうち、本市に該当する区域は次のとおり。

(1) 水位情報の通知及び周知を行う河川(水位周知河川)の水位観測所

所轄課名	河川名	水位 観測所名	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫 危険水位
北村山 河川砂防課	富並川	深沢	1.00m	1.60m	1.80m	2.50m
		林崎	0.90m	1.00m	1.10m	1.30m
	大旦川	河島	(参考水位)			

(2) 氾濫危険水位設定河川及び水位局の受持ち区間

河川名	水位 観測所名	周知市町村及び区域		
		周知市町村	区域	距離
富並川	深沢	村山市	左右岸 村山市大字山の内より 村山市大字富並(最上川合 流点)まで	左岸 右岸 9.4km
大旦川	林崎	村山市	左右岸 村山市大字櫛山より 村山市大字河島(最上川合 流点)まで	左岸 右岸 6.6km

5 水防組織の配備体制

(1) 水防団の編成

水防活動を行うため、市に水防団をおく。

ア 組織

水防団は、村山市消防団をもって組織する。

イ 編成

水防団長	消防団長
水防副団長	消防副団長
水防団員	消防団員

ウ 水防活動の基準

水防管理者は、次の段階に従って水防団を出動させ、水防活動に万全を期する。

種別	配備基準（風水害等）	活動内容
巡視	水防管理者又は水防団長は、常時、河川、堤防等を巡視する。	水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに河川、堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求める。
準備態勢	気象警報等が発令され、その内容により、水防上事態の推移を見る必要があると判断されるとき。	速やかに連絡員をおき関係機関の連絡を密にするとともに、水位、流量等の諸情報を集めて、直ちに招集活動ができる体制にする。
	洪水予報が発せられた場合	連絡員は水防支部と密接な連携を保ち、合わせて団員の居場所を把握し、出動準備に取りかかること。
警戒態勢	河川の増水が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、又は氾濫注意水位に達することが明らかな場合	水防区域の監視及び警戒を強化し、出動を準備し団員を待機させる。 また、団員の一部出動を行い、現在工事中の箇所、既往災害箇所、その他特に必要な箇所を重点的に巡視するとともに、異常を発見したときは直ちに水防支部に連絡するとともに、水防活動を開始できる体制に入る。
非常態勢	水防警報が発令され（氾濫危険水位（危険水位）を越え、なお増水のそれがあるとき）、かつ出動の必要性が予測されるとき。 ※水防警報が発令されない河川においては、水防警報に準じる。	あらかじめ定められた計画により、団員を出動させ、水防作業を開始する。災害発生時はできる限り被害の拡大を防止するように努める。また、直ちに水防支部、警察署、その他の関係機関に通報する。

エ 報告

水防管理者は、随時水防活動に関する諸報告を行うとともに水防活動終了後、水防活動実施報告及び災害報告等を、水防支部を経由して水防本部に提出するものとする。

6 水防本部の設置

- (1) 市長は、水防体制を整えるため、必要があると認められるときは、村山市に水防本部を置く。
ただし、通常は水防に関する事務を処理するため、消防本部に事務局を置く。
- (2) 水防本部は、市地域防災計画に定める市災害対策本部が設置される以前のものとし、市災害対策本部が設置された場合は、次節「防災体制の確立」により対応するものとする。
- (3) 水防本部の組織及び事務分掌

ア 組織編成表

本部長	市長		
副本部長	副市長 消防長	連絡班	(班長：総務課長)
		通信班	(班長：総務課長補佐)
本部員	教育長 各課長	記録班	(班長：市民環境課長)
		指導班	(班長：建設課長)
事務局	総務課 消防本部	資材班	(班長：消防署長)
		配車班	(班長：財務課長)

イ 各班の事務分掌

班	班員	事務分掌
連絡班	総務課 消防署 建設課 農林課 市民環境課	1 気象通報及び通報受理に関すること 2 水害情報の通報連絡に関すること 3 その他特命事項
通信班	総務課 消防署	1 水防作業状況の通信連絡に関すること 2 水防本部と現場本部の通信連絡に関すること 3 その他特命事項
記録班	総務課 消防本部 建設課 農林課 市民環境課	1 被害の実態調査撮影に関すること 2 水害の状況・水防 3 その他特命事項
指導班	消防署 建設課	1 水防工法の指導監督訓練に関すること 2 その他特命事項
資材班	消防本部 建設課 総務課	1 備蓄資材の点検整備に関すること 2 水防資機材の調達輸送に関すること 3 その他特命事項
配車班	財政課 消防署	1 配車、自動車運行に関すること 2 その他特命事項

7 水防作業

(1) 要 旨

洪水時において堤防に異常が発生する時期は、洪水継続時間にもよるが、おおむね水位が最大のおおむねのとき、又はその前後だが、法面崩れ、陥没等は通常減水時(水位が最大洪水時の3/4位に減水したときが最も危険)に生ずる場合が多いため、洪水が最盛期を過ぎても警戒を厳かにしなければならない。

(2) 工 法

水防工法は、堤防の組成材料、流速、法面、護岸の状態等を考慮して、最も有効でしかも使用材料がその付近で入手しやすい工法を選定するが、当初に施工した工法で成果が認められないときは、これに代わるべき工法を順次実施し、被害の防止に努める。

(3) 水防用資機材

水防管理者は、その所有している器具、運搬具等を非常時に際して有効に活用できるよう準備しておく。

資料編：水防倉庫及び備蓄資機材

8 避難のための立退き

(1) 退去の呼びかけ

水防管理者は、河川が増水し危険が及ぶおそれがあると認められる場合、河川管理者及び村山警察署等と協力して、河川にいる者に退去するよう呼びかける。

(2) 避難のための立退きの指示

第4節「避難計画」による。

9 水防解除

(1) 水防管理者は、水位が氾濫注意水位(警戒水位)を下回り水防活動の必要を認めないと判断したときは、水防解除を命ずる。

(2) 水防解除を命じたときは、直ちに所轄水防支部に連絡する。

(3) 関係市民、関係団体にも、周知する。

第2款 応援計画

1 地元市民の応援

水防管理者又は水防団長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域に居住する者又は水防の現場にある者を水防活動に従事させることができる。

(水防法第24条)

2 警察官の応援

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、村山警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。(水防法第22条)

3 自衛隊の出動要請

自衛隊の出動を求める場合は、水防支部を経由して県の水防本部にその旨要請するものとする。

4 他の水防管理団体の応援

水防のため緊急の必要があると認めるときは、水防管理者は他の水防管理者又は市町村長若しくは消防機関の長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者はできるだけその求めに応じ、応援に派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所属の下に行動する。

(水防法第23条)

5 協定

水防管理団体は、前項に規定する応援が円滑・迅速に遂行できるようあらかじめ協定を締結しておく。

第2節 防災体制の確立

～ いち早い行動、「市災害対策本部」の設置をめざす ～

1 計画の基本的な考え方

風水害により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策を強力に推進するための組織及び運営並びに防災関係の活動体制について定める。

※ 本節については、第2編 震災対策編 第2章 第1節「防災体制の確立」を準用する。
なお、起因する災害は、すべて「風水害等」によるものとみなす。

第3節 情報収集伝達関係

～ 迅速で的確な情報収集と伝達を行うために ～

1 計画の基本的な考え方

風水害に関する情報について、防災関係機関と連携を図りながら、迅速かつ的確に情報収集、伝達、広報するための計画について定める。

※ 本節については、第2編 震災対策編 第2章 第2節「情報収集伝達関係」を準用する。

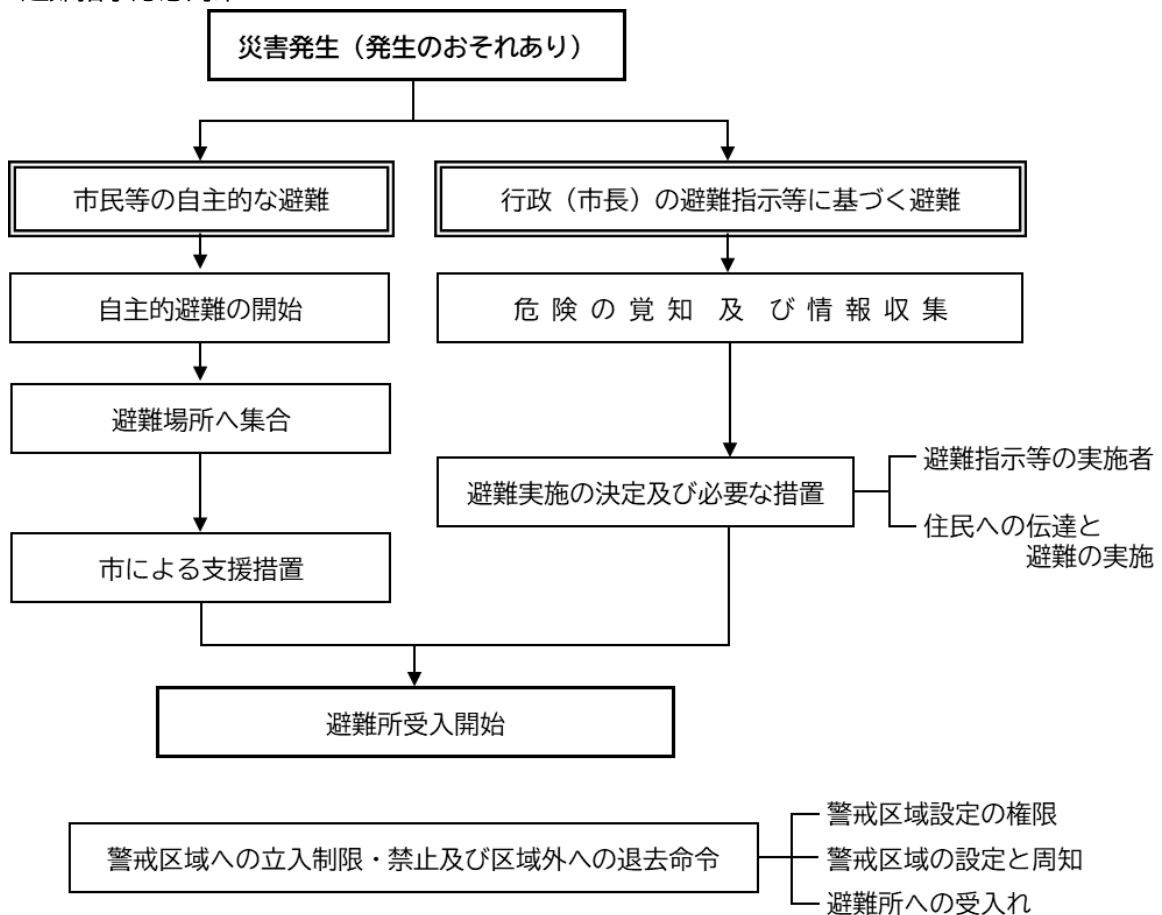
第4節 避難計画

～ 確実な自主避難と避難活動のために ～

1 計画の基本的な考え方

風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予報精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に、避難しやすい時間帯での「高齢者等避難」の発令による、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、市があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要であることから、市民の自主的避難行動並びに市及び防災関係機関が実施する避難活動について定める。

2 避難指示応急対策フロー



※ 避難指示等：高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下同じ。）

3 市民等の自主避難

市民等は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、災害発生のおそれの高まりに応じて自らの判断で避難行動をとることを原則とする。

市は、住民等の主体的な避難行動を支援するため、平時から防災教育の推進及び防災知識の普及を図るとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、主体的な避難行動を促す情報提供を行うものとする。

(1) 「マイ・タイムライン*」の活用

市民等は、避難判断の支援ツールとして「マイ・タイムライン」を作成し、対応の遅れを防止するためのチェックリストとして活用する。

この際、洪水や土砂災害は、自然現象であり、必ずしもマイ・タイムラインで想定したとおりに進行するとは限らないため、以下の点に留意する。

- ① あくまで行動の目安として用いる。
- ② 台風の進路や降雨予想、河川水位などの情報は、こまめに収集・確認する。
- ③ 収集・確認した情報をもとに、マイ・タイムラインを参考にして、臨機応変に避難行動の実行を判断する。

* 「マイ・タイムライン」とは、台風や集中豪雨等により、これから起こるかもしれない災害に対して災害が発生する前に得られる情報と、家族構成や住まいの環境に合わせて時系列に沿って整理しておく自分自身(家族)の避難計画をいう。

(2) 自主的避難の開始

市民等は、危険が切迫し、又は現実に被災したことにより自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、地域の代表を通じて市に避難先、避難人数等を連絡する。また、危険の切迫により避難する際は、できるだけ近隣住民がまとまって行動し、高齢者等の要配慮者の安全確保と避難の補助等を心がける。

(3) 市の支援措置

市は、市民等から自主的避難を開始した旨の連絡を受けた場合は、直ちに職員等を被災地あるいは危険が切迫している地域に派遣し、避難行動の支援及び避難所予定施設の開放等の措置を行う。

4 行政の避難指示等に基づく避難

(1) 危険の覚知と情報収集

ア 情報収集

市及び防災関係機関は、災害情報を収集するとともに、所管区域内のパトロールを強化して、市民等の避難が必要となる危険箇所の把握に努めることで、避難指示等を適切なタイミングで発令するように留意する。

イ 各種警戒情報システム等の活用

避難情報発令の基準となる重要情報については、想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することがあることから、情報を発表した気象関係機関、河川管理者等との間で情報交換を密にする。また、河川の上流部でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないか等、各種情報システム等を活用して広域的な状況把握に努める。

(2) 避難情報の発令

ア 高齢者等避難の発令

高齢者等避難は、災害対策基本法第56条第2項の規定に基づき、【警戒レベル3】高齢者等避難を発令して避難に時間を要する高齢者等の避難を促す。

イ 避難指示の発令

避難指示は、災害対策法第60条第1項の規定に基づき、【警戒レベル4】避難指示を発令し危険な場所にいる居住者等に対して立退き避難を求める。

ウ 緊急安全確保の発令

緊急安全確保は、災害対策法第60条第3項の規定に基づき、【警戒レベル5】緊急安全確保を発令し、いまだ危険な場所にいる居住者等に対して緊急安全確保を求める。

エ 避難の目安となる5段階のレベル

警戒レベル	避難情報等	状況	住民がとるべき行動等
警戒レベル 5	緊急安全確保 (市長が発令)	災害発生または切迫	命の危険直ちに安全確保！ 指定された避難場所等へ立退き避難することがかえって危険である場合は、自宅や近隣の少しでも安全な場所に移動して緊急安全確保の行動をとる。 ただし安全を確保できるとは限らないため警戒レベル4避難指示までに必ず避難する。
<警戒レベル4までに必ず避難！>			
警戒レベル 4	避難指示 (市長が発令)	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3	高齢者等避難 (市長が発令)	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※
警戒レベル 2	洪水注意報 大雨注意報 高潮注意報 (気象庁が発表)	気象状況悪化	自らの避難行動を確認 ハザードマップなどで自宅周辺の災害リスクを確認したり、指定された避難場所や避難経路、避難のタイミングなどを再確認する。避難情報を把握する方法や自分の避難行動をしっかりと確認
警戒レベル 1	早期注意情報 (気象庁が発表)	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める 防災気象情報等の最新情報に注意する。

※ 高齢者や障がいのある人、その支援者などは危険な場所から避難する。それ以外の人も状況に応じて避難の準備を始めます。早めの避難が望ましい場合は自主的に避難を開始する。

(3) 水害、土砂災害に対する避難情報の判断基準

資料編：避難情報発令の手引き

(4) 避難場所

土砂災害発生時における避難場所の選定に当たっては、土砂災害警戒区域外になるよう配慮し、やむを得ず土砂災害警戒区域等の危険区域内となる場合は、土砂災害に対する安全が確保できる複数階の建物であること。

※避難所については、第1章第6節「避難体制整備計画」を準用する。(避難所記載有)

(5) 市民等への伝達

ア 高齢者等避難の内容

- (ア) 警戒レベル
- (イ) 要避難対象地域
- (ウ) 避難理由
- (エ) 避難先
- (オ) 避難経路
- (カ) 避難時の注意事項等

イ 避難指示の内容

- (ア) 警戒レベル
- (イ) 要避難対象地域
- (ウ) 避難理由
- (エ) 避難先
- (オ) 避難経路
- (カ) 避難時の注意事項等

ウ 緊急安全確保の内容

- (ア) 警戒レベル
- (イ) 災害発生区域
- (ウ) 災害概況
- (エ) 命を守るための最善の行動をとること

エ 避難の広報

- (ア) 防災行政無線、サイレン吹鳴装置、警鐘、標識、広報車の巡回、拡声器、口頭、テレビ、ラジオ及び緊急速報メール等あらゆる広報手段の複合的な活用を図り、市民、要配慮者利用施設の施設管理者等に対して迅速に避難指示等を周知・徹底する。
 なお、大雨、暴風等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民に伝達する。
- (イ) 避難行動要支援者への避難指示等の発令に当たっては、あらかじめ指定した避難支援者、各地域の地域専門員、地域の消防団及び自主防災組織等を通じ確実に伝達する。
- (ウ) 市は、市民に対する避難指示等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定に留意するとともに避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯の発令に努める。
- (エ) 市は、危険の切迫性に応じ避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動が行われるように伝達するなどにより、市民の積極的な避難行動の喚起に努める。

(6) 避難指示等を実施した場合の報告等

ア 知事等に対する報告

- (ア) 市長は、避難指示等を実施したときは、市長は直ちにその旨を知事に報告するものとする。
- (イ) 災害対策基本法第61条の規定により、警察官が単独で避難指示等を実施したときは、市長は直ちにその旨の通知を受け、速やかに知事に通知する。

イ 関係機関等に対する連絡

避難指示等は、村山警察署と綿密な連絡を取りながら行う。

ウ 避難所等の管理者に対する連絡

実施責任者は、避難指示等を行ったときは、直ちに避難所等として利用する施設の管理者に通報し、当該施設に避難所等の設置を依頼するものとする。

(7) 避難誘導

ア 避難誘導体制

市は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

市、消防機関及び村山警察署による誘導に当たっては、可能な限り自治会、町内会、職場、学校等を単位とした集団避難に努める。

また、避難行動要支援者の避難誘導等が避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。

- (ア) 市は、地域又は自治会単位に避難集団を形成するため、消防団員の動員及び村山警察署の協力を得て、避難所等に誘導員を配置し、市民等を避難誘導するものとする。
- (イ) 消防機関は、避難の指示等が出された場合は、被害の規模、道路橋梁の状況、浸水の状況等及び消防隊の運用を勘案し、最も安全と思われる方向を市及び村山警察署に通知するとともに、避難が開始された場合は、消防吏員及び消防団員をもって住民等の避難誘導に当たる。
- (ウ) 市は、迅速かつ安全な避難を確保するため、職員を派遣し道路管理者及び警察の協力を得て、避難道路上にある障害物を排除する。
また、必要に応じ、県知事に対して車両及びヘリコプター等の支援の確保を要請する。
- (エ) 村山警察署は、避難誘導に当たっては、避難道路の要所に誘導員を配置して避難者の通行を確保し、迅速かつ安全に避難させる。
- (オ) 市は必要に応じ、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼し、避難への応援を依頼する。

イ 避難の順序

- (ア) できるだけ各地区、自治会、職場、学校等を単位とした集団避難を行う。
- (イ) 避難の順位は妊産婦、傷病者、高齢者及び幼児を優先し、防災活動に従事できる者を最後とする。

ウ 避難の手段

- (ア) 避難者は個々の徒歩による避難を原則とする。ただし、避難者の自力による避難が不可能な場合は、地域の自主防災組織が協力して避難を行うものとする。
- (イ) 市は、必要に応じて車両を活用し、市民を迅速かつ安全に避難させる。

(8) 避難指示等の解除

災害による危険が解消されたときは、避難指示等を解除する。この場合、解除の伝達は、避難指示等の発令と同様の方法により行うものとする。

資料編：指定避難所一覧（小・中学校）

災害時避難所一覧

5 学校、病院等における避難

学校、幼稚園、保育施設、病院、福祉施設及び大規模事業所等の管理者は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、安全な方法を検討するとともに、避難対策について職員又は従業員に通知、徹底を図るものとする。

6 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

震災対策編 第2編第2章第3節避難計画「6 警戒区域への立ち入り制限、禁止及び区域外への退去命令」に同じ。

7 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

震災対策編 第2編第2章第3節避難計画「7 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供」に同じ。

第5節 避難所運営計画

～ 避難所の適正な運営のために ～

1 計画の基本的な考え方

風水害による災害が発生した場合に、市が開設する避難所の的確かつ円滑な運営を図る。

※ 本節については、第2編 震災対策編 第2章 第4節「避難所運営計画」を準用する。

第6節 救助・救急計画

～ 早急な救助・救急のために ～

1 計画の基本的な考え方

風水害による災害のため、生命及び身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を救出し、救急搬送するための対策について定める。

※ 本節については、第2編 震災対策編 第2章 第6節「救助・救急計画」を準用する。

第7節 医療救護計画

～ 一人でも多くの人を救命するために ～

1 計画の基本的な考え方

風水害によって傷病者が発生したとき、又は医療機関の混乱によりその機能が十分に発揮されない場合の応急医療体制の確保のための計画について定める。

※ 本節については、第2編 震災対策編 第2章 第7節「医療救護計画」を準用する。

第8節 行方不明者等の搜索及び遺体対策計画

～ 正確な情報で、速やかな身元確認を図るために ～

1 計画の基本的な考え方

風水害により行方不明になっている者の搜索及び遺体の処置・収容・埋葬するために実施する災害応急対策について定める。

※ 本節については、第2編 震災対策編 第2章 第10節「行方不明者等の搜索及び遺体対策」を準用する。

第9節 交通輸送計画

～ 効率的な交流輸送を確保するために ～

1 計画の基本的な考え方

風水害発生時の交通の混乱を防止するとともに、交通輸送機関等の事故を防止し、災害応急活動に必要な人員、物資、機械等の輸送を迅速に展開するための計画について定める。

※ 本節については、第2編 震災対策編 第2章 第11節「交通輸送計画」を準用する。

第10節 ライフライン施設の応急対策計画

～ ライフラインの応急対策と復旧対策のために ～

1 計画の基本的な考え方

風水害によってライフライン施設が被災した場合の応急対策の手順について定める。

※ 本節については、第2編 震災対策編 第2章 第12節「ライフライン施設の応急対策計画」を準用する。

第11節 応急給水計画

～ 生活に必要な支援を図るために ～

1 計画の基本的な考え方

市は、被災地域や被災住民数等を的確に把握し、被害状況に応じた給水計画を策定のうえ、速やかに応急対策を実施する。

※ 本節については、第2編 震災対策編 第2章 第13節 第1款「応急給水計画」を準用する。

第12節 食料供給計画

～ 食料を確保するために ～

1 計画の基本的な考え方

風水害により食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障を生じ、又は支障するおそれがある場合において実施する災害応急対策について定める。

※ 本節については、第2編 震災対策編 第2章 第13節 第2款「食料供給計画」を準用する。

第13節 生活必需品等物資供給計画

～ 生活必需品等物資を確保するために ～

1 計画の基本的な考え方

風水害により被災した市民が生活を確保するために必要な生活必需品等の物資を市民に提供するための計画について定める。

※ 本節については、第2編 震災対策編 第2章 第13節 第3款「生活必需品等物資供給計画」を準用する。

第14節 保健・防疫計画

～ 心身の健康を保つために ～

1 計画の基本的な考え方

風水害発生時には、上水道の断水、家屋倒壊、浸水等の被害により感染症等が蔓延するおそれがあるため、これらを防止するために実施する防疫の保険衛生対策について定める。

※ 本節については、第2編 震災対策編 第2章 第13節 第4款「保健・防疫計画」を準用する。

第15節 廃棄物処理計画

～ 生活環境の保全を図るために ～

1 計画の基本的な考え方

被災地の廃棄物等を迅速かつ適正に収集・処理し、生活環境の保全を図るために廃棄物処理対策を実施する。

※ 本節については、第2編 震災対策編 第2章 第13節 第5款「廃棄物処理計画」を準用する。

第16節 障害物の除去計画

～ 速やかに障害物の除去を行うために ～

1 計画の基本的な考え方

風水害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石・竹林等で、日常生活に著しい支障を与えている障害物を除去するため実施する災害応急対策について定める。

※ 本節については、第2編 震災対策編 第2章 第14節「障害物の除去計画」を準用する。

第17節 文教対策

～ 学校、文教施設、文化財の被災軽減を図るために ～

1 計画の基本的な考え方

風水害発生時における児童・生徒の安全確保及び学校教育活動の早期回復並びに学校以外の文教施設及び文化財の被害の防止又は軽減を図るために実施する災害応急対策について定める。

※ 本節については、第2編 震災対策編 第2章 第15節「文教対策」を準用する。

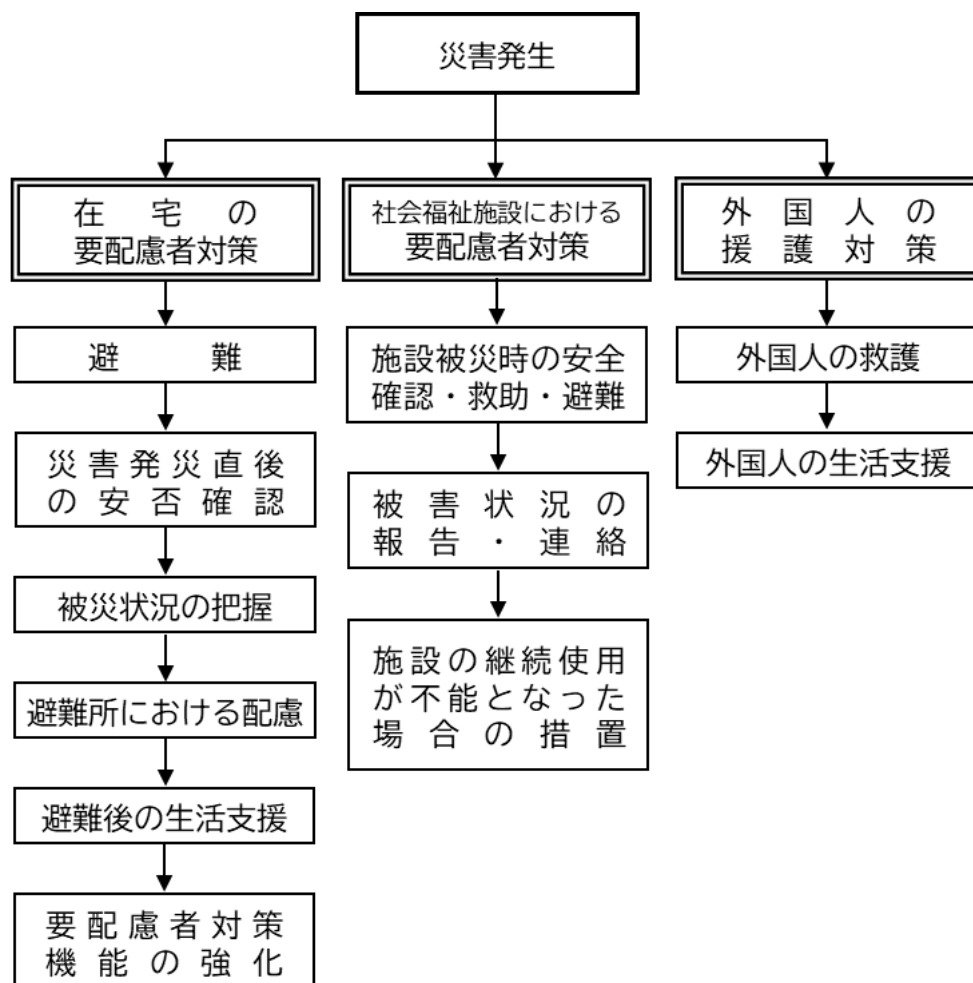
第18節 要配慮者の応急対策

～ 要配慮者の被害軽減を図るために ～

1 計画の基本的な考え方

風水害による災害が発生したときに、要配慮者の被害軽減や生活支援を図るために、市、県及び社会福祉施設等の管理者が、地域住民等の協力を得て実施する災害応急対策について定める。

2 要配慮者の応急対策フロー



※ 避難指示等：高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

3 在宅の要配慮者対策

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画により、地域住民の協力を得て応急対策を行う。

(1) 災害発生のおそれがある場合の事前周知

災害が発生するおそれがあるときは、高齢者等避難を発表し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難支援者や自主防災組織等の協力を得て要配慮者に対し確実に情報を伝達する。

(2) 避難誘導等

- ア 要配慮者の避難が必要となった場合、避難誘導等が避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。また、避難支援者、自治会、近隣住民、自主防災組織等は避難行動要支援者の避難行動に協力するよう努める。
- イ 避難の誘導に当たっては、要配慮者を優先するとともに、身体等の特性に合うように適切な誘導を行う。

(3) 災害発生の直後の安否確認

市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者台帳を効果的に利用し、避難支援者、近隣住民、自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等の協力を得て、避難行動要支援者については、避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

(4) 被災状況の把握

避難所や要配慮対象者の自宅などに、地域包括支援センターの職員や保健師を派遣し、下記の事項を把握する。

- ア 要配慮者の身体及びメンタルヘルスの状況
- イ 家族（介護者）の有無及びその被災状況
- ウ 介護の必要性
- エ 施設入所の必要性
- オ 日常生活用具（品）の状況
- カ 常時服用している医薬品等の状況
- キ その他避難生活環境など

(5) 避難所における配慮

市は、福祉施設職員等の応援体制等、要配慮者に配慮した避難所の運営、環境整備及び食料・生活物資の供給等に努める。また、必要に応じて福祉避難所を設置し、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者を避難させる。

(6) 被災後の生活支援

ア 社会福祉施設への緊急入所

高齢者や障がい者のうち、緊急に施設で保護する必要がある者に対しては、一時入所等の措置を講じる。

また、市内の施設で対応出来ない場合、市は県に対し、社会福祉施設等への緊急入所について協力を要請する。

イ 相談体制の整備

被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的な援助の要求を把握するため、相談体制を整備する。特に、情報の伝達が困難な視聴覚障がい者や寝たきり者、車椅子使用者等については、手話通訳や移動介護等のボランティアの活用により、コミュニケーション手段の確保に配慮する。

ウ サービスの提供

(ア) 市は、県の指導、助言を受けて、在宅要配慮者の被災者状況などに応じて、地域包括支援センターの職員や保健師等の派遣、必要な日常生活用具（品）の供給の措置を講ずるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

(イ) 被災した要配慮者に対して、ボランティアの活用等により継続的な日常生活の支援に努める。

4 社会福祉施設等における要配慮者の対策

(1) 浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の迅速な避難確保

市は、洪水予報、土砂災害警戒情報等の防災気象情報の通知を受けたときは、速やかに該当する区域内の要配慮者利用施設に情報を伝達する。

(2) 事前避難

ア 施設等の長は、市などから避難指示等があり、入(通)所者を避難させる必要があると判断される場合は、直ちに職員を配置し、避難体制を整備する。

また、避難の誘導に当たっては、入(通)所者に不安を抱かせないように配慮する。

イ 施設等の長は、災害の状況に応じて、あらかじめ検討している適切な避難場所（屋内、屋外、避難所等）を選択し、避難誘導する。

ウ 夜間や休日など、施設に勤務する職員が少ないとき、自主防災組織や近隣住民の協力を得て安全誘導を図る。

(3) 施設被災時の安全確認、救助、避難

ア 施設が被災した場合、施設等の長は直ちに、入(通)所者の安全と施設の被災状況を把握するとともに、入(通)所者の不安解消に努める。

イ 入(通)所者が被災したときは、職員、自主防災組織、近隣住民の協力のもと、応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防機関などへ救助を要請する。

ウ 施設の被災により入(通)所者の避難が必要となった場合は、(2)に準じて行う。

(4) 被害状況の報告・連絡

ア 施設等の長は、施設の被害状況を市・県に報告し、必要な措置を要請する。

イ 入(通)所者の保護者に入所者の被災状況を連絡し、協力を求める。

(5) 施設の継続使用が不可能な場合

ア 施設等の長は、施設の継続が不能となった場合、市又は県を通じて他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて、保護者による引取り等の手続きを講じる。

イ 市及び県は、被災施設の施設等の長から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能な施設を斡旋する。

5 外国人の要援護対策

(1) 外国人の救護

市は、地域の自主防災組織やボランティアの協力を得ながら、外国人の安否確認、救助活動や避難誘導活動に努める。

(2) 外国人の生活支援

市は、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳等の必要性を把握するため、ボランティアの協力を得ながら、相談体制を整備し情報の提供を行う。

第19節 応急住宅対策

～ 住宅の確保を図るために ～

1 計画の基本的な考え方

風水害により住家が滅失した被災者のうち、自己の資力では住宅を確保することができない者について、その援護を推進するために実施する災害応急対策について定める。

※ 本節については、第2編 震災対策編 第2章 第17節「応急住宅対策」を準用する。

第20節 技術者等動員計画

～ 技術者の確保と動員を図るために ～

1 計画の基本的な考え方

風水害発生時の災害応急活動を円滑に実施するため、必要な技術者等の確保について定める。

※ 本節については、第2編 震災対策編 第2章 第18節「技術者等動員計画」を準用する。

第21節 災害救助法の適用

～ 災害救助法に基づく対応を図るために ～

1 計画の基本的な考え方

一定規模以上の災害が発生した場合の応急救助措置に適用される災害救助法に基づく災害応急対策について定める。

※ 本節については、第2編 震災対策編 第2章 第20節「災害救助法の適用」を準用する。

第22節 自発的支援の受入計画

～ 自発的な支援を円滑に受入れるために ～

1 計画の基本的な考え方

地震による災害発生時に、県内外から寄せられる善意の支援の申し込みに適切に対応するため、市及び関係機関が実施する対策について定める。

※ 本節については、第2編 震災対策編 第2章 第21節「自発的支援の受入計画」を準用する。

第3章 災害復旧・復興計画

～ 早期の復旧を図る ～

1 計画の基本的な考え方

風水害発生後の民生の安定及び社会経済活動の早期回復等並びに被災施設等の復旧を図るための計画について定める。

※ 本章については、第2編 震災対策編 第3章「災害復旧・復興計画」を準用する。